

三田市オンブズパーソン

平成31年度

活動状況報告書

[平成31年4月1日～令和2年3月31日]

三田市オンブズパーソン

三田市経営管理部行政管理室総務課

目 次

1	はじめに	1
2	オンブズパーソン	
3	オンブズパーソン制度の運用状況	
(1)	オンブズパーソン制度についての問合せ	4
(2)	オンブズパーソンへの意見等の申立て	4
(3)	オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧	6
(4)	オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査	6
4	処理事例	
(1)	平成31年度申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に沿ったもの）	7
5	例規等	
(1)	三田市オンブズパーソン条例	15
(2)	三田市オンブズパーソン条例施行規則	20

1 はじめに

本市では、平成25年12月24日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する意見等をオンブズパーソン（外部の学識者）が公正・中立的な立場で調査、簡易迅速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図るものです。

平成31年度のオンブズパーソン制度の運用状況の概要としては、オンブズパーソンは、1件の意見等申立てを受け付け、調査いたしました。

また、事務局への相談・問合せは8件寄せられました。

このたび、制度の施行後6年が経過し、市民に制度の周知はできつつあるものと感じておりますが、平成31年度の利用件数は1件となっております。この制度が市民の皆様方にとって気兼ねなく身近な存在として感じていただけるよう、より一層周知啓発に努めてまいります。

令和2年9月

三田市経営管理部行政管理室総務課

2 オンブズパーソン

曾和 俊文 (そわ としふみ)
代表オンブズパーソン

西野 百合子 (にしの ゆりこ)



【所感】

オンブズパーソン2期6年間を振り返って

曾和 俊文

三田市にオンブズパーソン制度が発足し、初代のオンブズパーソンに就任して、2期6年間で過ぎ去りました。条例により、オンブズパーソンの任期は2期までと定められており、私もこの3月末に退任することになりました。6年間を振り返って、感想を少し述べてみたいと思います。

オンブズパーソンは、市民からの申立てに基づき、市の行政機関とは独立した立場で、市の行政の在り方について調査し、意見を述べることを職務としています。この6年間に取り組んだ課題としては、三田市と自治会の関係（自治会の事務を市職員が庁舎内で勤務時間内に行うことの法的根拠、コミュニティセンターの運営など）、農薬の空中散布（無人ヘリ防除の実施方法）、三田市民病院に関する問題（弁護士報酬、ロータリーの植え込み除去等）、市の景観計画に基づく行政指導の在り方、野焼きに対する規制の在り方などがあります。最後の野焼きに対する市の対応については、市に対してかなり厳しい指摘も行いました。それぞれの課題についてのオンブズパーソンとしての見解は「調査結果通知書」として、市のホームページで公開されていますので、ご覧下さい。

6年間のオンブズパーソンとしての経験から気になることを2点、今後の課題として指摘したいと思います。

第1に、オンブズパーソン制度がまだまだ市民の間に知られていないのではないか、十分に活用されていないのではないかという懸念があります。オンブズパーソンの活動は市民からの申立てがあって始まります。市の行政に対して不満や意見を持っている市民もおられると思いますが、オンブズパーソンに対する申立ては一年間に1件～10数件にとどまっています。せっかくの制度の存在を市民の間に広く周知徹底するように、市が努力されることを望みます。

第2に、市の職員の間でのオンブズパーソンに対する理解が十分ではないのではないかと思います。もちろんこれは部署によって、人によって異なるところがあります。例えば、野焼き問題に対する取り組みでオンブズパーソンとして幾つかの提言をしましたが、それを直ちに受け止めてくれる部署と、幾ら説明しても理解が十分でない部署があり、この問題の解決を困難にしているように思われます。オンブズパーソンは、市の職員にとっては煙たい存在かも知れませんが、そういう存在が必要であるということでこの制度が作られています。市職員の間でのオンブズパーソン制度の理解を高めるために、定期的な研修などが必要であると思います。

最後に、この6年間のオンブズパーソンとしての活動を事務的に支えてくれました事務局の皆様にお礼を申し上げます。市民の皆様には、せっかくのこの制度をどんどん活用していただきたいと重ねて要望しまして、私の最後のご挨拶といたします。

3 オンブズパーソン制度の運用状況

(1) オンブズパーソン制度についての問合せ

件数 8 件（匿名 1 件）

ア 内容別件数内訳

（単位：件）

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 意見等申立ての相談	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	5
② 制度に関する質問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
③ 制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3	8

イ 方法別件数内訳

（単位：件）

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 電話	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
② 窓口	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6
月別計	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3	8

(2) オンブズパーソンへの意見等の申立て

件数 1 件

ア 方法別件数内訳

（単位：件）

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 持参	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
② 郵送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ ファクシミリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

イ 対象機関別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容 別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 農村整備課	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
月別計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

ウ 面談件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容 別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
意見等申立てを受けての面談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(調査実施)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(面談後に取り下げ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 処理結果別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容 別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①申立ての趣旨に沿ったもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(勧告・意見表明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②申立ての趣旨に沿えな かったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③調査しない事項※に該当 したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④継続中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧

ア 平成31年度申立て第1号

申 立 日	平成31年4月1日（平成31年4月2日受理）
申立ての趣旨	市単独土地改良事業の制度見直しによる負荷軽減と経費節減の検討を求める。 1 申請者に義務付けている事業採択に必要な40万円以上の見積もりの簡素化による申請者の負担軽減と処理の迅速化 ・工事費用の40万円以上を満たすかの判断は、担当部署が実施すべきである。 2 現行入札工事業者の認定拡大による経費低減 ・他自治体の認定業者も入札可能とし入札範囲を拡大すべきである。 3 市農業災害復旧事業への組み入れによる市及び地区の経費負担軽減 ・採択基準の解釈の再検討を実施すべきである。
担 当	曾和オンブズパーソン、西野オンブズパーソン
面 談	平成31年4月19日（13時25分～14時00分）
市の所管課	地域創生部産業戦略室農村整備課
事 情 聴 取	平成31年4月19日（14時05分～15時25分）
結 果	申立ての趣旨に沿ったもの
結果通知日	令和元年7月11日《調査機関：101日間》

(4) オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査

件数0件

4 処理事例

(1) 平成31年度申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に沿ったもの）

意見等申立ての趣旨	<p>市単独土地改良事業の制度見直しによる負荷軽減と経費節減の検討を求める。</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請者に義務付けている事業採択に必要な40万円以上の見積もりの簡素化による申請者の負担軽減と処理の迅速化<ul style="list-style-type: none">・工事費用の40万円以上を満たすかの判断は担当部署が実施すべきである。2 現行入札業者の認定拡大による経費低減<ul style="list-style-type: none">・他自治体の認定業者も入札可能とし入札範囲を拡大すべきである。3 市農業災害復旧事業への組み入れによる市及び地区の経費負担軽減<ul style="list-style-type: none">・採択基準の解釈の再検討を実施すべきである。
調査の結果	<ol style="list-style-type: none">1 はじめに、申立人による申立ての趣旨・理由の説明、また、申立人との面談で聴取した内容に基づき、本件申立ての趣旨を補足すると次のとおりである。<ol style="list-style-type: none">(1) 市単独土地改良事業の採択申請の手続きが複雑である。こちらから見積書を出した結果、見積書よりも大幅な増額が見込まれると回答があった。見積書は事業費が40万円以上であるかを確認するためだと思うが、現場を見れば事業費が40万円以上になるのは明らかである。なぜ市は見積書を求めるのか。(2) 市外の業者に改修にかかる見積書を作ってもらったが、今は三田市の指定業者でないため入札に参加できない。近隣市の指定業者ならばいいという基準もあってもいいのではないかと。また、近年災害が多くなり、限られた予算の中では改修が順番待ちになるのは仕方ないが、この見積書のように安くできるならば、事業の予算を抑えることができ、早く順番がまわってくる。着工が遅くなればなるほど、被害が拡大してどんどん経費が上がっていく。(3) 市の災害復旧事業の採択基準の見直しも求める。災害復旧事業で申請したが、対象外となった場所があり、この場所は山から押されて水路が崩れそうになっているので、押木で対応している。これが

あるがゆえに災害復旧として認められなかった。法は広範囲に解釈できると思うが、三田市の判断基準としていかなものか確認してほしい。

- (4) 市の予算を抑えるために色々な手段がある。自己改革はなかなか難しいと思うので、オンブズパーソンに一度判断していただいて、仕組みが改善することで、経費も節約できればと考える。

2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市農村整備課に事情聴取したところは次のとおりである。

- (1) 現場を見れば大半の場合、事業費が 40 万円以上するかは市でも判断できるが、市単独土地改良事業費については、半分は市が負担し、残り半分は受益者が負担しなければならない。申請段階で見積書を求める理由は、どこまでの範囲でどのような工事を求めるのか、その内容で受益者全員に合意形成がとれているのかを確認するためである。よって、詳細な見積書を求めておらず、どのような工事かわかる見積書を求めている。現場立会人にもその旨説明しており、詳細な見積書までを求めると地元の負担になる。また、受益者への費用負担の確認は、業者落札後でも確認している。

提出された見積書よりも大幅な増額が見込まれると説明した理由は、公共工事は公共歩掛りというもので積算する。例えば、現場管理の程度、工程の確認、品質の確保などを確認するための提出書類が多い。純正部品であるのか、低価な部品でやるのか。公共工事ではこのような観点からの歩掛りで積算するので必然的に安い積算にはならない。

- (2) 業者が三田市の公共事業を請け負うには、入札参加資格の登録が必要であり、年 1 回登録期間を設けている。業者が登録をされず、受益者に直接見積書を提示しているのは、三田市で公共事業を請け負う意思がなく、直接受益者からの工事を請け負う意思があると推察する。

- (3) 現場は老朽化による市単独土地改良事業の申請をされている箇所が崩れている水路と畦である。田んぼに水を貯めるための畦が崩れていることについては災害復旧の要件であるが、この改修に

係る事業費が 40 万円に満たないのは明らかであるので、災害要件に満たないと判断し、立会人に説明した。加えて、水路に押木を入れて水流を阻害しており、適正な管理をしていないので、この状態で事業費が 40 万円以上の災害が起きても、災害復旧事業として採択できないと説明した。水を流すための断面の中に障害となるものを置くということは一番看過できない状態で、水路の機能を損失しているのであれば、修繕しておくのが当然の維持管理と判断している。仮に、地震が起きて壊れた場合でも、これは押木の有無は関係ない災害だが、この場所はこの押木があるがゆえに水路を遮断され水を溢れさせ畦を崩したと判断することになる。

- (4) 国の制度で多面的機能支払交付金というものがある。これは地元が主体となって水路等を管理修繕し、それにかかる費用を交付する制度である。この地区にも制度の説明はしているが、まだ地区として制度の導入には至っていない。

3 市の機関（農村整備課）から事情を聴取し確認した点も含め、検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

- (1) 第一に、市単独土地改良事業の採択申請書に見積書の添付を不要にすべきとの申立てについては、市は一定の合理的な目的をもって見積書を要求しており、見積書を全く不要とすることは、市の事務手続に支障をきたすおそれがあるから、できないと判断する。この場合の「見積書」は市の事業採択判断に必要な限度での概括的なもので足りるから、見積書の添付を要求することは、申請を行う市民に対して過大な負担を負わせるとはいえない。

すなわち、市側の説明によれば、見積書を要求する目的は、申立人が主張するような、単に工事費が 40 万円以上かかることの確認にとどまらず、それに加えて、

- ① 地元がどこまでの工事を求めるか、工事の具体的内容の確認
- ② 地元が負担すべき工事費の半額の、具体的な額について、合意形成がなされていることの確認

という目的がある。市は申請を受けた場合は、担当者が現地を見て必要な工事の内容を把握し、40 万円以上であるか否かはおおむね見

当が付くものの、工事の種類によっては、特に機械類の修繕や交換などを要するものについては、専門業者の見積書を出してもらわなければ、具体的な金額を知ることができない。また、工法や仕上がり状態がいくつか想定される場合に、地元がどこまでの工事を望むか、またその場合の地元負担額について住民の間できちんと合意が取れているかを確認する必要があるという。

そこで検討するに、地元の合意形成については、事業が採択されることが決まり工事内容の詳細と金額が確定した段階で、あらためて意思確認をすればよいから、申請当初の段階では地元負担金額に関する認識が大幅に食い違っていなければ十分であり、そこだけを見るならば、必ずしも見積書を添付させる必要はなさそうに思われる。

しかしながら、工事内容の説明については、確かに、市の担当者が、事業申請を考えている地元と相談しながら、具体的な希望内容を一から聞き取り調査し、専門業者にいちいち照会して価格調査するというやり方は事務が煩雑過ぎて現実的でなく、地元側で工事内容をある程度特定し、専門的な要素のある機械類の価格などは調査した上で、申請書に記載し市に提出するべきであろう。そのためには、見積書という書式が最も端的で明確に示せるという市側の主張には一定の合理性があるといえる。

ただし、この目的に適う「見積書」とは、工事発注契約書に使うような詳細なものでなくても、概括的なもので足りるはずであり、本件でも、市はこれほど詳細な見積書を要求したつもりはなかったとのことである。しかし本件で、そうした市側の目的・意図が、市民に十分に伝わっていたとはいいがたい。市に対する各種申請の実務に不慣れな一般市民にとって、市が何を目的として、どんな書類を求めているのかを知らないことのほうが、むしろ普通であり、これを理解してもらうためには市は、素人向けに、かなり噛み砕いた、分かりやすい説明が必要であると考えられる。

そこで今後、事務を改善すべき点としては、事業採択申請のしかたについて、市は市民に対して誤解を招かないよう、分かりやすい

説明の仕方を工夫すべきである。例えば、申請に必要な書類を説明するパンフレットを作成し、市が求める「概略的な見積書」とはどのようなものかの見本を示すこと、特に、土木工事、機械修理など事例を挙げて、工事の種類によってどのような内容の見積書が必要かを分けて解説するなどの方法が考えられる。

- (2) 次に、市の公共事業を発注する先が、現在は三田市の指定業者に限られることを、他市の指定業者にまで拡大すべきとの申立てについては、市の業者指定登録の方法や審査基準および業者側の応募実態に鑑みれば、門戸を不当に狭めているとはいえず、またもし仮に他市の登録業者に対し門戸開放したとしても、以下に述べる理由から、公共工事としての品質を維持しながら、入札価格が大幅に下がるという効果はあまり期待できないため、現在の運用でよいと判断する。

すなわち、三田市では公共工事は原則として一般競争入札の方法により発注しており、業者が入札に参加するためには事前の指定登録が必要とされている。この登録は業種別に2～3年に1回行われ、市外に所在する業者にも応募資格があり、審査方法は事業の免許証や納税証明書程度の簡易なものである。入札に参加しようとする事業者について、そのアイデンティティや受注できる工事の規模・技術レベルといった最低限の資質を事前に確認しておくことは、不適切な業者を排除するために必要であると解される一方、この程度の審査であれば、三田市の仕事を請けたいと希望する市外の業者も指定登録を得ることはさほど困難ではなく、逆に登録を得ていない業者はそもそも三田市の仕事を請ける意思が無いものと推測される。そうすると、三田市が発注先を指定業者に限っていることは、門戸を不当に狭めているとは言えない。

申立人は、他市の指定業者にまで門戸を広げれば、本件見積書のように安い価格で発注でき工事費を節約できると主張するのに対し、市側は公共工事では本件見積書のような安い価格で入札する業者は存在せず、もし本件業者が入札に参加を許されるとしても、この価格では入札しないだろうと反論する。公共工事では公共の福祉のために税金を投入して工事を行わせる以上、一定以上の品質や安全性を保つ必要があり、そのために入札最低価格の制限が置かれ、工法や材料が指定されたり、検査を受けたり様々な報告書を提出し

なければならないとされている。このように、公共工事の施工には民間工事と比べて余分な手間がかかることから、工事費に「公共歩掛かり」を含んだ金額として、市価より割高になることが多く、業者の裁量で工事費を安くするといっても限度がある。

従って、市の入札資格の門戸をこれ以上広げたとしても、入札参加業者数が爆発的に増えたり、入札価格が大幅に下がるような事態は考えられない。

- (3) 3つめの、本件土地改良事業申請にかかる未改修水路が、平成30年豪雨の際に溢水し田の畦が崩れる被害が生じたことから、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助」制度の適用を認められるべきであり、これを否定する市の災害復旧事業の採択基準を見直すべきとの申立てについては、本件の水路改修費は災害復旧事業の法律要件を満たしておらず、補助対象とならないと解される。

まず、田の畦が豪雨という異常な自然災害により崩れたとみることができるとしても、畦の復旧工事費だけでは金額が40万円に満たず、補助対象とならないことは明らかである。

次に、水路改修費用を含めて災害復旧事業とすることができるかが問題となるが、市側は、本件水路は豪雨災害が発生する前から土地改良事業申請をしており改修を要する状態であったこと、水路内に押木を設置していたことは水中の障害物に当たり管理方法として不適切で、押木の存在が今回の溢水の原因になったとみて、「維持管理不良に起因する」被害であるから、災害復旧事業の対象とならないと主張する。その根拠として、溢水が生じたのは水路のうち押木が設置されていた箇所だけであることを挙げる。

このような事実関係のもとでは、水路改修費を災害復旧費から支出することは許されない。災害復旧事業は被災した国民を救助する目的の制度であるから、広く被害救済を図るよう解釈すべきであり、設備の維持管理の不備が多少あったとしても、災害の破壊力のほうが大きく主たる破壊要因であるならば、災害による被害と解することはできよう。しかし、維持管理の不備がなければ破損しなかったという場合にまで、災害による被害とみることは無理がある。

災害復旧事業は国庫補助事業であり、適用要件は国の法律等で決められており、三田市の一存でどうにでもなるものでない。市が土地改良事業申請の際に現地を視察した折りに、押木が不適切であると助言してくれなかった、というのはやや不親切ではあるものの、だからといって、客観的にこれが災害による被害に成り変わることはあり得ない。市が押木設置を積極的に勧めたわけではなく、農業用水路の維持管理の責任は第一義的には受益者にあるから、この場合に、市に対して責任を問うことはできないであろう。

(4) そうすると、本件で申立人が今後に取りうる手段としては、市が事業採択してくれるのを気長に待つか、または早く施行したければ市負担金を当てにせず全額自費で、例えば本件見積書作成の業者のように安く工事してくれる業者に依頼するしかないことになる。

市単独土地改良事業は、市の政策的判断により優先順位を付け、予算を確保して施行するものであるから、必ずしも申請順によらず、未改修のまま放置すると、今後災害で重大な被害が発生しそうな危険箇所は優先的に事業採択するといったやり方は政策合理性があり、行ってよいと考えられる。

本件では申立人は、市から「平成 32 年度（令和 2 年）以降に行う」との通知を受けたとのことであるが、市によればその文言の意味は、10 年も 20 年も先の不確定の未来を指すのではなく、いつと確約まではできないが、情勢が今と変わらなければ、数年内の近い将来に採択実施する趣旨とのことである。このような記述の仕方はお役所用語的で、市民にはニュアンスが伝わりにくいと思われる。

また、本件の水路改修工事は、市単独土地改良事業以外にも、国の事業である多面的機能支払交付金といった補助制度の対象にもなりえるとのことである。申立人は各手法のメリット・デメリットを考え、市ともよく相談して、どのような方法を採用するのが最善かをあらためて検討されたい。

4 最後に、三田市の行政の在り方について、一言述べる。

	<p>オンブズパーソンらがこれまでに市民から受けた苦情申立てのうち、相当な割合で、市の行為自体は適正に行われ、取り消すに及ばないが、市民に対して市の行動の目的や意図を十分に伝え切れていないために、市民に誤解を生じたり不満を引き起こし、結果的に市が無意味に非難されるというケースが存在する。それらは本来は無用のトラブルであり、市民にとっても市にとっても、お互いに不毛で不幸なことである。</p> <p>本件でも、市側の説明をよく聞けば納得できる部分があり、なぜ事ここに至る前に、そのことを申立人に伝えられなかったのかと思ってしまう。市が、全ての市民の理解を得ることは不可能であるとしても、説明を尽くす余地はまだあると考えられ、「ひと言、足りなかった」という事態を避けるために、職員の皆さんには日々の職務の中で一層努力していただくことをお願いする。</p>
<p>備 考</p>	

三田市オンブズパーソン条例

平成25年12月24日
三田市条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第42条第3項の規定に基づき、本市（以下「市」という。）に設置する三田市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）の職務、意見等（意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。）の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条及び第243条の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (5) オンブズパーソンの行為に関する事項
- (6) この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項

(職務)

第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条の規定により申し立てられた意見等（以下「申立てに係る意見等」という。）を調査し、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案（以下「自己の発意に基づく事案」という。）を調査すること。
- (3) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

(オンブズパーソンの責務)

第4条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

第8条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解嘱)

第9条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

2 オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

(意見等の申立て)

第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者(次条第2項に該当する場合を含む。)は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。

2 前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となった事実のあった年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

（意見等の調査）

第11条 オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。

- (1) 第2条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。
- (2) 意見等の申立てをした者（以下「意見等申立人」という。）が、意見等の申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。
- (3) 意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項第2号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図るため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について調査することができる。

（調査の通知等）

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、前条第1項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。
- 4 オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあつては意見等申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあつては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（調査の方法等）

第13条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

4 オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。
(調査結果の通知)

第14条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了したとき(第12条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、その結果を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る意見等 意見等申立人及び第12条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づく事案 第12条第1項の規定により通知した市の機関

(勧告及び意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告及び意見表明の尊重)

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

第17条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表

するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(事務局)

- 第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(活動状況の報告)

- 第20条 オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(この条例の見直し)

- 第21条 市長は、この条例の施行状況を把握し、5年ごとに検証しなければならない。

(委任)

- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の1年前の日以後にあった事実に係る意見等について適用し、施行日の1年前の日前にあった事実に係る意見等については、適用しない。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン	日額 45,000円
----------	------------

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

- 4 三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例(平成25年三田市条例第41号)で定めるところによります。」に改める。

三田市オンブズパーソン条例施行規則

〔平成26年2月12日〕
〔三田市規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(代表オンブズパーソン)

第3条 条例第7条第1項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。

2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。

3 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソン会議)

第4条 次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。

(1) オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項

2 オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソン会議に諮って定める。

(特別な利害関係にある企業等)

第5条 条例第8条第2項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

(意見等の申立て)

第6条 条例第10条第2項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものとする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

(正当な理由)

第7条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

- (2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。
- (3) 意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

(調査実施の通知)

第8条 条例第12条第1項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

(意見等について調査しない旨の通知)

第9条 条例第12条第2項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査をしない旨の通知書により行うものとする。

(調査中止の通知)

第10条 条例第12条第4項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 オンブズパーソンは、条例第13条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査の標準処理期間)

第12条 条例第13条第4項に規定する規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。

2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに意見等申立人及び市の機関に経過を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 条例第14条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

(勧告及び意見表明の通知)

第14条 条例第15条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

(報告等)

第15条 条例第17条第2項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。

2 条例第17条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況通知書により行うものとする。

(公表)

第16条 条例第18条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(オンブズパーソン事務局)

第17条 条例第19条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 条例第20条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況
- (2) 自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況
- (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第16条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。